

○学校法人順天堂研究成果有体物取扱規程

平成18年7月1日
規第平18—4号

(目的)

第1条 この規程は、学校法人順天堂(以下「本学」という。)の教職員等が取得した研究成果有体物の取扱いについて必要な事項を定め、もって教職員等の研究・教育活動の活性化を図るとともに、研究・教育成果の普及及び有効利用を進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「教職員等」とは、本学の専任教職員、客員教員、非常勤教員及び本学の施設・設備を利用して研究・教育等の業務に従事する者をいう。
- (2) 「成果有体物」とは、教育、研究もしくは臨床の結果又はその過程で得られた次に掲げるもので、有形、かつ、財産的価値のあるものをいう。
 - ア 材料及び試料(試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞、微生物、ウイルス、核酸、タンパク質等)
 - イ 試作品、モデル品、実験装置等
 - ウ データベース、フローチャート、コンピュータ・プログラム、文字、記号、音声、画像、図面等の各種情報を記録した電子又は紙の記録媒体等
- (3) 「職務上」とは、成果有体物を得るに至る教職員等の知的活動がその性質上本学の教育、研究、臨床その他の事業の範囲に属し、かつ、当該教職員等の本学における現在又は過去の職務に属すものをいう。

(権利の帰属)

第3条 教職員等によって職務上、創作又は取得された成果有体物の所有権は、原則として本学に帰属する。

- 2 前項の定めにかかわらず、学術上の著作物(コンピュータ・プログラム及びデータベースを除く。)の著作権は、著作した教職員等に帰属し、本学は承継しない。
- 3 教職員等が本学以外の外部機関(以下「外部機関」という。)において創作もしくは取得した成果有体物の所有権については、当該外部機関において特段の定めがない限り、当該外部機関に帰属する。ただし、教職員等が外部機関において自ら主体となって取得した成果有体物の所有権については、当該外部機関が定めるところにより許容される範囲内で、教職員等は、本学が所有権を取得できるよう当該外部機関に対し適切な対応に努めなければならない。
- 4 教職員等が外部機関と共同して研究又は開発を行う場合の成果有体物の取扱いについては、この規程によるほか、別に定める共同研究契約規程その他当該共同研究契約の定めるところによる。

(成果有体物の使用)

第4条 教職員等は、前条により本学が所有権を有する成果有体物を本学の施設・設備を利用して、原則として自由に研究・教育等に使用及び管理することができる。

- 2 成果有体物を使用及び管理するにあたって教職員等は、法令等を遵守しなければならない。

(外部機関への成果有体物の提供)

第5条 教職員等は、本学の研究・教育活動の一環として、成果有体物の分析依頼、評価依頼、特許調査等のため、外部機関に成果有体物を提供する場合においては、当該外部機関と秘密保

持及び目的外使用の禁止等の措置をとらなければならない。ただし、法令、契約等により別段の定めがある場合においては、これに従う。

- 2 教職員等は、自ら使用及び管理する成果有体物を外部機関に譲渡、貸与等(以下「譲渡等」という。)を行おうとするときは、事前に本学に所定の申請を行わなければならない。

(譲渡等の成果有体物の取扱い)

第6条 本学は、前条第2項に基づく申請があった場合、成果有体物に関し、次に掲げる業務を行う。ただし、教職員等は、本学が成果有体物に関して外部機関と契約等を行うにあたり、必要な情報を提供する等、本学に協力するものとする。

- (1) 成果有体物の外部機関への譲渡等に必要な契約交渉及び契約締結
- (2) 前号に係る対価収入等の管理

(収入の配分)

第7条 本学は、第5条第2項に定める成果有体物の譲渡等により外部機関から収入を得た場合には、別に定める基準に基づき、当該成果有体物を取得した教職員等に収入を配分することができる。

(成果有体物の受入れ)

第8条 教職員等は、学術・研究の交流を目的として、次に掲げる条件にて外部機関から成果有体物の提供を受入れることができる。

- (1) 成果有体物の提供を受入れることが法令及び本学の規約等に違反しないこと。
- (2) 成果有体物の提供を受入れることについて、当該外部機関又は成果有体物に係わる権利を保有する者等から同意を得ること。
- (3) 前号に係る外部機関等の同意を示す文書等を学長に提出し、その承認を得ること。

(教職員等の転出)

第9条 教職員等が本学から外部機関に転出し、当該外部機関において成果有体物を利用しようとするときは、事前に本学の同意を得るものとし、本学の同意を得ない限り当該成果有体物を持ち出したり、外部に公表し又は開示してはならない。

(準用)

第10条 成果有体物に関してこの規程に定めなき事項に関しては、学校法人順天堂知的財産取扱規程に従う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会(大学院においては、各研究科委員会とする。)の議を経て、理事会の承認を得て学長が行う。ただし、別に定める様式については、理事長の承認をもって改廃することができる。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。